

## 須賀川市規則第11号

### 須賀川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築に関する届出に必要と認める図書)

第2条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による届出に係る建築物（以下「届出建築物」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。）により日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）別表1に規定する断熱等性能等級の等級4、等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4、等級5又は等級6に適合していると認められた場合（戸建て住宅に限る。）その旨を証する設計住宅性能評価書の写し
- (2) 届出建築物が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下単に「住宅性能評価・表示協会」という。）が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（以下「性能表示評価書」という。）により法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「消費性能基準」という。）に適合していると認められる場合 性能表示評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第3条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「認定申請建築物」という。）が、市長が指定する機関により法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類（以下「技術的審査適合証」という。）
- (2) 認定申請建築物（令和4年10月1日において現に存する住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。）が、設計住宅性能評価書により表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級の等級5又は等級6に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し
- (3) 認定申請建築物（令和4年10月1日において現に存する住宅部分を除く。）が、設計住宅性能評価書により表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

（建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に必要と認める図書）

第4条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「適合認定申請建築物」という。）が、市長が指定する機関により法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していると認められた場合 技術的審査適合証
- (2) 省令第25条第2項に規定する通知書（以下「計画認定通知書」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けている場合 計画認定通知書の写し及び検査済証の写し
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（以下「低炭素計画認定通知書」という。）及び検査済証の交付を受けている場合 低炭素計画認定通知書の写し及び検査済証の写し
- (4) 適合認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分に限る。）が、品確法第6

条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下単に「建設住宅性能評価書」という。）により表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

- (5) 適合認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分を除く。）が、建設住宅性能評価書により表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4、等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4、等級5又は等級6に適合していると認められた場合 その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

（建築物の建築に関する届出に不要と認める図書）

第5条 省令第12条第4項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）が表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4、等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4、等級5又は等級6に適合していることを確認するために必要とした図書
- (2) 第2条第2号に規定する性能表示評価書の写しを添えた場合 住宅性能評価・表示協会の登録を受けた建築物省エネルギー性能表示に係る評価機関が性能表示評価書において証する性能を確認するために必要とした図書

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に不要と認める図書）

第6条 省令第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する技術的審査適合証を添えた場合 市長が指定する機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とした図書
- (2) 第3条第2号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 登録住宅性能評価機関が表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5又は等級6に適合していることを確認するために必要とした図書

- (3) 第3条第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 登録住宅性能評価機関が表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4、等級5、等級6又は等級7及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5又は等級6に適合していることを確認するために必要とした図書

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に不要と認める図書)

第7条 省令第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、省令第1条第1項の表に掲げる図書(同表(イ)の部に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図を除く。)とする。

(技術的能力のある外部の機関)

第8条 第3条第1号及び第4条第1号に規定する市長が指定する機関は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建築工事を請け負う者に支配されていないもの
- (2) 法第11条第1項の住宅部分を認定の対象とする場合にあっては、登録住宅性能評価機関
- (3) 法第11条第1項の非住宅部分を認定の対象とする場合にあっては、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (4) 前2号に係る技術的審査に関し必要な業務規程を定め、当該業務規程において市長が所管する区域をその業務区域として定めているもの

(工事完了報告)

第9条 市長は、法第36条第1項に規定する認定建築主が法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、市長が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。